

# 第1回 住宅リフォーム助成事業



藤沢市では、地域経済の活性化と市民の居住環境の向上を図るため、市内施工業者により、住宅リフォームを実施する市民に対し、その費用の一部を助成します。

※ 過年度に住宅リフォーム助成事業で助成金を受け取った方は申請できません。

## 概要

### ◆受付

- ・期間 6月5日(月)～6月21日(水) ※土日除く
- ・時間 9時～17時 ※12時～13時は除く
- ・場所 湘南NDビル6階 産業労働課

### ◆助成金額・件数

3万円・200件  
※申し込みが200件を超えた場合は、抽選。

### ◆助成対象者（次のすべてに該当する方）

- ・市内に住民登録がある方
  - ・リフォームする住宅の所有者で、かつ、当該住宅に居住している方
  - ・市税の滞納がない方
  - ・本市の住宅に係る助成等を本年度に受けていない方
- ※裏面記載の「藤沢市の住宅に係る助成等」をご覧ください。

### ◆助成対象工事

- ・市内の施工業者が行う工事  
※市内の住所で見積書及び領収書が発行できる業者に限る。
  - ・助成金の交付決定後に着手するもので、平成29年10月31日までに工事が完了するもの  
※交付決定通知書が届く前に工事をした場合は対象外となりますので、ご注意ください。
  - ・10万円(消費税を除く。)以上のリフォーム工事
- ※対象工事は裏面参照

### ◆助成対象住宅

- 市民が市内に所有する次の住宅
- ・戸建住宅
  - ・マンション等の集合住宅の自己専有部分
  - ・店舗等との併用住宅の住宅部分
- ※本事業の助成は、同一の住宅について1回限り

## 申請の流れ

### ～ 申請する方の手続き ～

申請書類を産業労働課へご提出ください。

※郵送での申請も可能ですが、書類に不備がある場合は受付できません。

### 助成金申請に必要な書類（申請書類）

- ①助成金応募兼交付申請書  
※押印にシャチハタは使用できません。
- ②住宅リフォーム見積書の写し  
助成対象リフォーム工事と対象外の工事を分けたもので、施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る。
- ③平成29年1月2日以降に住宅を所有した方は、不動産の登記事項証明書の写し  
※平成29年1月1日より前から住宅を所有している方は、不要です。

申請件数が200件を超えた場合は、抽選を行います。  
※抽選結果については、申請された皆様全員へ平成29年7月中旬までに通知します。また、助成の対象者には交付決定通知書を送付します。

### ～事務担当～

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
藤沢市 経済部 産業労働課 商業・総務担当  
TEL 0466-50-3530 (直通)

### ～ 交付決定を受けた方の手続き ～

交付決定通知書の内容を確認してから、リフォーム工事を始めてください。

↓  
工事を変更・中止する場合は、変更・中止届出書を提出してください。

↓  
工事完了後すみやかに、実績報告書類を産業労働課に提出してください。

### 完了報告に必要な書類（実績報告書類）

- ①助成金交付実績報告書
  - ②助成金交付請求書
  - ③住宅リフォーム費用の領収書（写しも可）
  - ④請求明細書の写し  
※施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る。
  - ⑤施工前及び施工後のリフォーム部分のカラー写真（撮影の日付入りのもの）
- ※①～④は交付申請書と同一の印鑑をご使用ください。

↓  
実績報告書類の審査を行い、必要に応じて現場を確認します。

↓  
助成金(3万円)を指定された本人口座に振り込みます。

## 助成対象リフォーム工事一覧

	No.	リフォームの内容	備考
対象となる工事	1	既存住宅の増築、改築、減築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要
	2	浴室、台所、洗面所及びトイレのリフォーム	給湯器交換工事も対象 【※】ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は対象外
	3	リフォーム工事に伴う給排水衛生設備工事	増築、改築、減築工事その他リフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設
	4	リフォーム工事に伴う給湯設備工事	
	5	リフォーム工事に伴う換気設備工事	
	6	リフォーム工事に伴う電気設備工事	
	7	リフォーム工事に伴うガス設備工事	
	8	オール電化工事	
	9	屋根のふき替え、塗装、防水工事	
	10	外壁の張り替え、塗装、防水工事	軒天井、破風板、鼻隠しも対象
	11	部屋の間仕切りの変更工事	
	12	床材、内壁材及び天井材の張り替えや塗装等の内装工事	床暖房(ガスや電気式)工事も対象 内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの設置や新設も対象
	13	床・壁・窓・天井・屋根の断熱改修工事	
	14	襖紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え(表替え、裏返しも含む)	
	15	雨どい等の取り替えや修理	
	16	建具・開口部の取り替えや新設工事	手動及び電動シャッターも対象。建具開口部工事に伴う窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取り替え等も対象
	17	造り付け収納家具工事(造作大工工事を伴うもの)	
	18	ほかの対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事	
	19	バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等)	
	20	耐震改修工事(屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等)	
	21	防音工事(防音天井、防音壁、防音サッシの改修等)	【※】南関東防衛局で行う住宅防音助成制度を利用している部分は対象外
	22	ベランダ、オーニング、ウッドデッキの新設・改修工事	住宅と一体で固定式なものに限る
対象外	23	新築、全面改築、別棟増築、移築工事	
	24	車庫、物置、倉庫等の工事	
	25	店舗、工場、事務所等のリフォーム	
	26	庭園、造園、修景施設、門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
	27	植樹、剪定等の植栽工事	
	28	下水道、合併処理浄化槽工事	
	29	雨水浸透ます、雨水タンク設備の設置工事	
	30	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事	
	31	防犯ライト・カメラ、機械警備の設置工事	
	32	電話、インターネット、地上デジタルアンテナ、ケーブルテレビの設置・配線工事	
	33	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置	風呂の暖房や天井埋め込み型の照明器具等も対象外
	34	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	住宅用火災報知器、ガス漏れ警報器も対象外
	35	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	
	36	ハウスクリーニング、排水管清掃等	
	37	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	

◆本年度に、次に挙げる市で行っている住宅に係る助成制度等を利用した場合は「対象外」となります。

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用等太陽光発電システム設置費補助金</li> <li>・家庭用燃料電池システム(エネファーム)設置費補助金</li> <li>・木造住宅耐震改修工事補助金</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険による住宅改修費</li> <li>・住宅設備改良費</li> <li>・藤沢市勤労者住宅資金利子補助金</li> </ul> |
|--|---|

# 危険ブロック塀等安全対策工事費補助制度

大きな地震等により塀が倒壊すると、人身への被害だけでなく避難や救助活動にも支障をきたす恐れがあります。

藤沢市では、地震等による災害を未然に防止するため、道路に面する危険なブロック塀等の撤去や、安全な工作物等に改修する費用の一部を補助します。



## 1. 補助の対象となるブロック塀等

戸建て住宅に附属して道路に沿って設置され、

(1)長さ1 m、道路からの高さが1 mを超えるもの  
または、

(2)擁壁の上であって、長さ1 m、擁壁を含む道路からの高さが1 mを超えブロック塀等の高さが60 cmを超えるもの

※ブロック塀等：コンクリートブロック塀、万年塀、石積塀等又はこれらを組み合わせた塀

## 2. 補助の対象となる工事

(1)ブロック塀等を撤去する工事

(2)ブロック塀等の道路からの高さを40 cm以下に減じる工事

(3)上記(1)または(2)に続いて、安全な工作物等に改修する工事

※安全な工作物：フェンス、生け垣、四ツ目垣、竹垣など

※前面道路幅員が4 m未満の場合や擁壁上のブロック塀についてはご相談ください。

(別紙参照)

## 3. 補助申請ができる方（次の全てに該当する方）

(1)ブロック塀等がある戸建て住宅を所有し、かつ当該住宅に居住している

(2)市税の滞納がない

(居住者が1親等の親族の場合も含む)

## 4. 補助金額

補助対象工事費(消費税込)の2分の1(上限額30万円。千円未満切捨て)

※但し、藤沢市津波避難計画に定める「津波避難路」沿いのブロック塀等については、補助対象経費の4分の3(上限額45万円)となります。

## 5. 注意事項

(1)次のいずれかに該当する場合は補助の対象外となります。

①販売や収益を目的として整地や解体等をする際にブロック塀等の撤去を行う場合

②補助金交付決定の前に工事着手している場合

③ブロック塀等に対して、他の助成や補償を受けている場合(狭あい道路整備事業など)

(2)補助金を利用して設置した安全な工作物等は、原則として設置後5年間は譲渡や処分等はできません。

## 6. 平成29年度 手続きの流れ

### (1) 応募申込書提出

期間：5月8日(月)～6月30日(金) (土日除く)

時間：午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

場所：藤沢市役所 総合防災センター(朝日町駐車場前)4階 防災政策課

(市民センター・公民館、郵送、FAXでは受付できません)

↓

◎応募申込に必要な書類

- ・補助金応募申込書※
- ・現住所確認書類の写し
- ・案内図
- ・配置図(周囲の道路幅員記載)
- ・施工業者の見積書の写し
- ・施工前のブロック塀等の平面図、立面図及び写真
- ・安全対策工事の計画平面図、立面図、断面図(撤去のみの場合は不要)
- ・家屋に係る平成29年度納税通知書・課税明細書の写しまたは固定資産(家屋)評価証明書
- ・市税の納付状況確認同意書※ 等

↓

※応募申込書等の指定用紙は、防災政策課、市民センター・公民館で配布しているほか、市ホームページからダウンロードもできます。

- ・応募申込が予算枠を超えた場合は抽選を行い、応募された方全員に結果を通知します。(7月上旬発送予定)

### (2) 交付申請書提出

↓

補助金交付決定通知

決定通知を受けた後に契約・工事着手して下さい

↓

### (3) 工事着手

工事を変更・中止する場合は、変更申請書を提出して下さい

↓

工事完了

↓

### (4) 完了届兼実績報告書提出

平成30年3月30日までに提出して下さい

↓

書類審査・現地確認

↓

### (5) 請求書提出

↓

補助金交付

指定された本人口座に振り込みます

◎実績報告に必要な書類

- ・完了届兼実績報告書
- ・施工後の平面図、立面図及び写真
- ・施工業者との契約書等の写し及び領収書の写し 等

◎この補助制度に関するお問い合わせは、

防災安全部 防災政策課(総合防災センター4階)まで

TEL 0466-25-1111(内)8507

FAX 0466-50-8401